

～戦没者等のご遺族の皆様へ～ 第10回特別弔慰金について

○請求がお済みの方へ

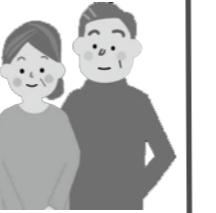
皆様から申請して頂いた書類は、沖縄県で審査を行い、国で債券交付の手続を行ったうえで、南風原町に審査の内容が届きます。当初は6～7ヶ月で審査の内容が届く予定でしたが、対象者が多く、審査に時間がかかり、決定通知書の発行が大幅に遅れています。南風原町に審査の内容が届き次第、対象の皆様にお知らせの通知を発送しますので、しばらくお待ち下さい。

○まだ請求を行っていない方へ 現在、南風原町役場では第10回特別弔慰金の請求を受け付けております。

○支給対象者 平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、先順位のご遺族お一人に支給します。

○請求期限 平成30年4月2日まで(請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

○申請場所 こども課窓口(南風原町役場1階)



お問い合わせ こども課 ☎ 889-7028

消費税及び地方消費税 (個人事業者)の 中間報告と納付

個人事業の方で、平成28年分の確定消費税額(地方消費税額は含まれません。)が48万円を超える方は、中間報告と納付が必要です。

確定消費税額が48万円超400万円以下の方の中間申告と納付の期限は、平成29年8月31日(木)です。

振替納税利用の方は平成29年9月27日(水)が振替日です。

お問い合わせ
税務課 ☎ 889-4413

戦没者遺児の皆様へ

～慰靈友好親善事業への参加者募集のご案内～

戦没者の遺児が父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰靈追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的とした、日本遺族会による事業です。



参加費 10万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手数料等は含まれておりません。

参加資格 ①戦没者の遺児(戦没者遺児を対象とした慰靈友好親善事業ですので、それ以外の方は参加できません。)

②今回実施する地域(実施地域周辺の公海上にて戦没された方も含む)以外の方は参加できません。

実施地域

(広域地域) ①旧満州 ②旧ソ連 ③モンゴル ④西部ニューギニア
⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦トラック・パラオ諸島
⑧北ボルネオ・マレー半島 ⑨フィリピン ⑩ソロモン諸島
⑪ミャンマー ⑫台湾・バシー海峡 ⑬中国

(特定地域) ①西部ニューギニア ②ビスマルク諸島
③マーシャル・ギルバート諸島

※日程、詳細については、日本遺族会のホームページでも確認できます。
<http://www.nippon-izokukai.jp>

お問い合わせ／お申し込み
沖縄県遺族連合会 ☎ 834-2811 (〒900-0025那覇市壺川1-14-1)



無料法律相談

不動産
●土地・建物の売買、贈与・相続による名義変更の登記
●抵当権の設定や抹消

会社
●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

相続
●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
手続き
●相続の放棄

業務時間
平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日18:00以降のご相談も受け付けております。

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城683番地12仲里ビル3-A
南風原町役場となり ☎ 098-889-8831

平成29年度 南風原町介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業 「高齢者水中運動教室」(第二期) 参加者募集!!

水中で浮力を使って効果的に運動することにより、心身機能を高めバランス能力を向上させ転倒予防を図ります。

場所	時 間	実施期間	定 員	利 用 料
寿スイミングスクール	毎週 水曜日と金曜日(週2回) 午前9時～10時	9/8～11/1 (全16回)	15人	無料

【内容および方法】スイミング講師指導で行う、水中運動(ウォーキング、筋トレ、ストレッチ)

【対象者】町内在住の65歳以上の方で会場まで来られる方、介護保険の認定を受けていない方

【申込方法】電話で仮予約後、保健福祉課窓口(役場2階)にて健康確認を行い、受け付けます。健康状態によっては、受け付けられない場合もあります。

※受け付け後、医師意見書(所定の様式有)の提出(自己負担)が必要です。

【申込期間】平成29年8月1日(火)～8月30日(水)

【持参する物】①水着、②水泳帽子、③タオル、④飲み物(水分補給用)

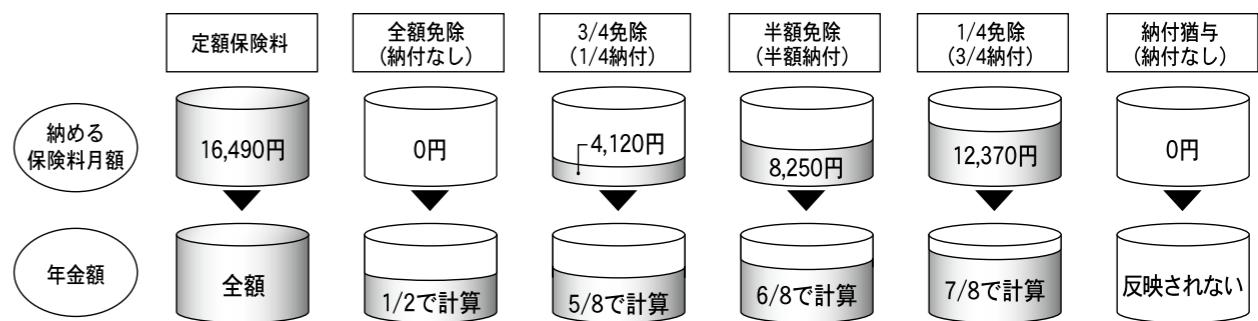
お問い合わせ 保健福祉課(役場2階) ☎ 889-4416 担当(前川・江洲)



国民年金だより

保険料が納められないからといって、そのままにしていませんか?

未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなってしまう場合があります。お支払いが難しい場合は免除制度を利用しましょう。



※一部免除の承認を受けた場合は一部納付額を納めないと未納扱いとなります。

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798 または 那覇年金事務所 ☎ 855-1122

お近くでも気軽にどうぞ

大南タクシー無線

☎ 855-2114



Fun to Riding



公安委員会指定



Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーフィンシティより八重瀬町向か 200m

〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1

TEL.889-5542 ☎ 0120-489052